

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 規約

（名称）

第1条 本会の名称は、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。

（目的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の北海道や岩手県の豪雨により大規模な被害が発生したことを踏まえ、群馬県管理河川における堤防決壊や溢水、越水等に伴う浸水被害に備え、隣接する自治体や県等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための取り組みについて協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は群馬県県土整備部技監とする。
- 3 会長は、協議会を招集し議事運営を行う。
- 4 会長に事故があるときは、監理課長が、その職務を代理する。

（地域部会の設置）

第4条 水害リスクは、河川によってことなることから、地域の実情に応じた取り組みの検討を行うため、協議会に地域部会を置く。

- 2 地域部会は、別表2のとおり市町村、土木事務所、群馬県関係課の職員で構成する。
- 3 地域部会に部会長を置く。部会長は土木事務所副所長(技)又は次長(技)とする。
- 4 部会長は、地域部会を招集し議事運営を行う。
- 5 部会長に事故があるときは、副所長（事）又は次長（事）が、その職務を代理する。

（アドバイザー等の招聘）

第5条 情報提供や技術的助言を受けるため、協議会及び地域部会に国土交通省関東地方整備局、気象庁、独立行政法人水資源機構からアドバイザーとして別表3の機関の職員を招聘する。

- 2 会長及び部会長は、協議会及び地域部会の同意を得て、別表3の機関以外の学識経験を有する者の招聘を求めることができる。

(協議会及び地域部会の実施事項)

第6条 協議会及び地域部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水浸水想定区域図などにより水害リスクに関する情報を共有するとともに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫発生時の応急対策を実現するために各機関がそれぞれ連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 2 地域の取組方針にもとづく対策の実施状況を確認する。
- 3 その他、河川氾濫による水害に関する減災対策に関して必要な事項を検討し、実施する。

(事務局)

第7条 協議会及び地域部会の運営に関して必要な事務を処理するために事務局を置く。

- 2 協議会の事務局については、群馬県県土整備部河川課に置く。
- 3 地域部会の事務局については、地域部会を担当する土木事務所に置く。

(雑則)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、協議会で協議する。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、平成29年2月15日から施行する。

平成29年8月9日 改定

平成30年5月15日改定

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 委員

機 関	市 町 村 名・部 局 等	職 名
市町村 (35市町村)	前橋市	副市長
	高崎市	副市長
	桐生市	副市長
	伊勢崎市	副市長
	太田市	副市長
	沼田市	副市長
	館林市	副市長
	渋川市	副市長
	藤岡市	副市長
	富岡市	副市長
	安中市	副市長
	みどり市	副市長
	榛東村	副村長
	吉岡町	副町長
	上野村	総務課長
	神流町	総務課長
	下仁田町	総務課長
	南牧村	総務部長
	甘楽町	副町長
	中之条町	副町長
	長野原町	副町長
	嬭恋村	総務課長
	草津町	副町長
	高山村	副村長
	東吾妻町	副町長
	片品村	副村長
	川場村	副村長
	昭和村	副村長
	みなかみ町	副町長
	玉村町	副町長
板倉町	副町長	
明和町	副町長	
千代田町	副町長	
大泉町	副町長	
邑楽町	副町長	
群馬県	県土整備部	技監 【会長】
	総務部危機管理室	室長
	県土整備部監理課	課長 【会長代理】
	前橋土木事務所	所長
	渋川土木事務所	所長
	伊勢崎土木事務所	所長
	高崎土木事務所	所長
	安中土木事務所	所長
	藤岡土木事務所	所長
	富岡土木事務所	所長
	中之条土木事務所	所長
	沼田土木事務所	所長
	太田土木事務所	所長
	桐生土木事務所	所長
	館林土木事務所	所長

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 地域部会 構成

地域部会名	市町村	群馬県関係課等
前橋	前橋市	前橋土木事務所、危機管理室、河川課等
北群馬・渋川	渋川市、榛東村、吉岡町	渋川土木事務所、危機管理室、河川課等
佐波・伊勢崎	伊勢崎市、玉村町	伊勢崎土木事務所、危機管理室、河川課等
高崎	高崎市	高崎土木事務所、危機管理室、河川課等
安中	安中市	安中土木事務所、危機管理室、河川課等
多野・藤岡	藤岡市、上野村、神流町	藤岡土木事務所、危機管理室、河川課等
甘楽・富岡	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町	富岡土木事務所、危機管理室、河川課等
吾妻	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町 高山村、東吾妻町	中之条土木事務所、危機管理室、河川課等
利根・沼田	沼田市、片品村、川場村、昭和村 みなかみ町	沼田土木事務所、危機管理室、河川課等
太田	太田市	太田土木事務所、危機管理室、河川課等
桐生・みどり	桐生市、みどり市	桐生土木事務所、危機管理室、河川課等
館林・邑楽	館林市、板倉町、明和町、千代田町 大泉町、邑楽町	館林土木事務所、危機管理室、河川課等

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会及び地域部会 アドバイザー

機関名	所属名
国土交通省	関東地方整備局 河川部
	利根川上流河川事務所
	渡良瀬川河川事務所
	利根川ダム統合管理事務所
	高崎河川国道事務所
気象庁	前橋地方気象台
独立行政法人 水資源機構	沼田総合管理所
	下久保ダム管理所
	草木ダム管理所
	群馬用水管理所